

令和 3 年 度

江 北 町 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 11 号)

議案第49号

令和3年度江北町一般会計補正予算（第11号）

令和3年度江北町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,910,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更、廃止は、「第4表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

令和3年12月10日

江北町長 山田 恭輔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		1,724,858	8,684	1,733,542
	1 地方交付税	1,724,858	8,684	1,733,542
14 使用料及び手数料		75,373	0	75,373
	1 使用料	52,715	0	52,715
15 国庫支出金		1,052,449	46,845	1,099,294
	1 国庫負担金	505,190	31,609	536,799
	2 国庫補助金	540,359	14,981	555,340
	3 委託金	6,900	255	7,155
16 県支出金		515,374	21,967	537,341
	1 県負担金	257,646	1,047	258,693
	2 県補助金	234,818	20,918	255,736
	3 委託金	22,910	2	22,912
18 寄附金		400,095	5,000	405,095
	1 寄附金	400,095	5,000	405,095
19 繰入金		680,992	△49,658	631,334
	1 基金繰入金	678,489	△49,828	628,661
	2 特別会計繰入金	2,503	170	2,673
21 諸収入		146,532	19,298	165,830
	5 雑入	76,083	19,298	95,381
22 町債		758,200	89,829	848,029
	1 町債	758,200	89,829	848,029
歳入合計		6,768,225	141,965	6,910,190

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,196,110	21,713	1,217,823
	1 総務管理費	1,069,606	21,255	1,090,861
	2 徴税費	81,332	390	81,722
	3 戸籍住民基本台帳費	36,654	60	36,714
	4 選挙費	7,039	6	7,045
	5 統計調査費	585	2	587
3 民生費		2,104,077	26,415	2,130,492
	1 社会福祉費	911,671	7,597	919,268
	2 児童福祉費	1,192,406	18,818	1,211,224
4 衛生費		651,632	44,649	696,281
	1 保健衛生費	235,636	45,049	280,685
	2 清掃費	396,882	△444	396,438
	3 上水道費	19,114	44	19,158
6 農林水産業費		387,426	15,276	402,702
	1 農業費	385,031	15,251	400,282
	2 林業費	2,395	25	2,420
8 土木費		706,606	△2,393	704,213
	1 土木管理費	29,582	245	29,827
	2 道路橋梁費	267,587	3,374	270,961
	3 河川費	6,688	255	6,943
	4 都市計画費	369,138	△6,305	362,833
	5 住宅費	33,611	38	33,649
9 消防費		539,441	19,038	558,479
	1 消防費	539,441	19,038	558,479
10 教育費		462,704	17,267	479,971
	2 小学校費	73,548	17,266	90,814
	4 幼稚園費	102,530	1	102,531
歳出合計		6,768,225	141,965	6,910,190

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	4 小学校費	小学校校舎長寿命化改良事業	37,000
計			122,190

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
町制施行70周年業 記念事業	令和3年度 ～令和4年度	12,880
ふるさと納税業 推進事業	令和3年度 ～令和4年度	10,120
江北町みんなの公園 指定管理委託料	令和4年度 ～令和8年度	88,570
江北町学校給食等 センター給食調理 業務委託料	令和4年度 ～令和6年度	90,975

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過疎地域持続的発展 特 別 事 業	35,000	証 書 借 入	6.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	融資条件による。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償還 期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借り 換えることができる。
過 疎 対 策 事 業	200,900	〃	〃	〃

2 変更

【補正前】

(単位：千円)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	165,000	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	88,700	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業	102,600	〃	〃	〃
計	758,200			

【補正後】

(単位：千円)

起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	151,429	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	66,000	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業	31,500	〃	〃	〃
計	848,029			

3 廃止

【補正前】

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
通学路交通安全業 対 策 事 業	38,700	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	融資条件による。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償還 期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借り 換えることができる。

【補正後】

(単位：千円)

起債の目的	補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
通学路交通安全業 対 策 事 業	—	—	—	—	公共事業等債から 過疎対策事業債に 変更